

山形県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領

令和 7 年 8 月 1 日付け 7 農畜機第 3 1 9 2 号承認

令和 7 年 6 月 3 0 日付け 山畜協発第 2 2 7 号

公益社団法人山形県畜産協会（以下「協会」という。）は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号－1）、「畜産業振興事業に係る補助金交付の停止措置について」（平成26年3月31日付け25農畜機第5376号）及び肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4380号。以下「要綱」という。）に基づき、高齢化等に対処する肉用牛ヘルパー組織への支援及び地域の特色ある肉用牛振興を図るための事業を実施することとし、その実施に当たっては要綱等で定めるもののほか、この実施要領の定めるところによる。

第 1 事業実施主体

協会又は農業協同組合、農業協同組合連合会、生産者集団、一般社団法人、公社（地方公共団体等で構成されているものに限る）の団体（以下「生産者集団等」という。）及び肉用牛ヘルパー利用組合（以下「利用組合」という。）が、地域における自主性と創意工夫を活かした肉用牛振興に必要な事業を実施する。

1 生産者集団

3 戸以上の農業者から構成され、次に掲げる全ての事項を内容とする規約を有するものとする。また、第 2 の 1 の（1）のイの奨励金の交付対象者である生産者集団（以下「交付対象生産者集団」という。）の構成員は、新たに参加した年度以降 3 年間は変更できないものとする。ただし、協会会長がやむを得ないと承認した場合はこの限りではない。

- （1）生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項
- （2）生産者集団の運営に関する事項
- （3）肉用牛生産の振興に関する事項
- （4）その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

2 利用組合（第 2 の 1 の（4）の事業に限る）

農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。）、一般社団法人等若しくは都道府県知事が適当と認めるその他の法人又は農業者の組織する団体であって、次に掲げる全ての事項を内容とする規約を有するものとする。これを変更する場合も同様とする。

- （1）利用組合の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び利用組合員の資格等に関する事項
- （2）利用組合の事業及びその運営に関する事項

- (3) 利用組合の経理に関する事項
- (4) 肉用牛ヘルパーの業務内容等に関する事項
- (5) 肉用牛ヘルパーの利用料金に関する事項
- (6) 肉用牛ヘルパーの作業中に起きた損害に関する利用組合及び肉用牛ヘルパーの責務に関する事項
- (7) その他肉用牛ヘルパー業務の一部を委託する場合の委託内容等利用組合の事業実施に必要な事項

第2 事業の内容

この事業の内容は、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和29年法律第182号)第2条の3第1項に基づく「山形県酪農・肉用牛生産近代化計画」(以下「山形県酪肉近代化計画」という。)及び「肉用牛振興計画」に即した肉用牛の生産振興に資するため、次に掲げる事業を協会が実施し、又は生産者集団等及び利用組合が実施するのに要する経費について、協会が補助するものとする。

1 肉用牛生産基盤強化対策事業

(1) 中核的担い手育成増頭推進

ア 事業の内容

地域の中核的担い手が、計画的に優良な繁殖雌牛を増頭した場合における増頭実績に応じた奨励金の交付

イ 中核的担い手育成増頭推進の奨励金交付対象者

奨励金の交付対象者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (ア) 肉用子牛生産安定等特別措置法(昭和63年法律第98号)第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約を同法第6条第1項の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会との間で締結している者であること。また、交付対象生産者集団にあっては、その構成員の全員が同契約を締結していること。
- (イ) 繁殖雌牛の増頭計画を有し、原則として、事業実施年度の前々年度の1月1日から前年度の12月31日の間に満9か月齢以上の繁殖雌牛を増頭し、又はその頭数を維持した者であること。ただし、別表1に定める繁殖雌牛の事故等により、繁殖雌牛の頭数を維持できないことがやむを得ないと認められるとき及び事業実施年度の前年に繁殖雌牛を飼養していない者であって、新たに繁殖雌牛の飼養を開始する者は、この限りでない。
- (ウ) 事業実施年度の12月31日現在の繁殖雌牛の飼養頭数が10頭以上であること。
なお、交付対象生産者集団にあっては、事業実施年度の12月31日現在の当該生産者集団の構成員が飼養する繁殖雌牛の合計頭数が10頭以上であること。
- (エ) 参加申請書(別紙様式第8号)を生産者集団等に提出すること。

ウ 中核的担い手育成増頭推進の奨励金交付対象牛

奨励金の交付対象牛は、エの期首から期末の間に増頭したものであって、次に掲げる(ア)から(エ)の全ての要件を満たし、(オ)又は(カ)のいずれかに該当するものとする。

- (ア) 繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、そ

その他の肉専用種（乳用種と肉専用種の交雑種は含まない。）であること。

（イ）事業実施年度の12月31日現在での月齢が満9か月齢以上であること。

（ウ）導入時点での月齢が満72か月齢未満であること。

（エ）同一の奨励金交付対象者において、国又は独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）から、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る補助金の交付を受けていないこと。

（オ）対象牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が本事業を実施する都道府県等又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であるか、対象牛のロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値及び脂肪交雑の育種価又は期待育種価のうち、2つ以上の形質の育種価が山形県又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であること。

（カ）対象牛の枝肉重量の育種価又は期待育種価が山形県又は、対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であり、かつロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚、歩留基準値及び脂肪交雑の育種価又は期待育種価うち、1つ以上の形質の育種価が本事業を実施する都道府県等又は生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であること。

エ 中核的担い手育成増頭推進の奨励金交付対象頭数

奨励金の交付対象頭数は、（イ）の期末頭数から（ア）の期首頭数を差し引いた頭数とし、1生産者当たり50頭を上限とする。ただし、交付対象生産者集団にあっては、1集団当たり50頭を上限とし、また、全ての構成員が増頭している場合に限り、奨励金を交付できるものとする。

また、事業実施年度の前年度の事業参加者で、前年度において、当該事業参加者に係る増頭分のうち、期待育種価について、技術的な問題でウの（オ）又は（カ）のいずれかの要件に該当することが判明しなかった繁殖雌牛が、事業実施年度において、同要件に該当することが明らかとなった場合であって、当該事業参加者が事業実施年度に繁殖雌牛を増頭又は頭数を維持（交付対象生産者集団の構成員にあっては増頭した場合に限る。）したときは、当該繁殖雌牛を奨励金交付対象頭数とすることができるものとする。この場合、1生産者又は1交付対象生産者集団当たりの奨励金の交付対象頭数は、事業実施年度の奨励金交付対象頭数の上限である50頭とは別に、前年度の奨励金交付対象頭数の上限である50頭から前年度に奨励金を交付した頭数を差し引いた頭数又は前年度に期待育種価が判明しなかった頭数のいずれか低い頭数を上限として、事業実施年度の奨励金交付対象頭数に合算することができるものとする。

（ア）期首頭数

事業実施年度の前年度の1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。ただし、イの（イ）のただし書きにより繁殖雌牛の頭数が維持できなかった者の期首頭数は、事業実施年度の前々年度の1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。

（イ）期末頭数

事業実施年度の12月31日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする。

オ 繁殖雌牛の飼養台帳の整備

- (ア) 生産者集団等は、生産者ごとに肉専用種繁殖雌牛台帳（別紙様式第9号）を作成し、育種価を確認できる書類及び個体識別番号等で確認するとともに、整備・保管するものとする。交付対象生産者集団においては、構成員ごとに肉専用種繁殖雌牛台帳を作成するものとする。
- (イ) 生産者集団等は、実績報告書を提出する前までに、繁殖雌牛台帳（別紙様式第9号）及び関連する「牛個体識別台帳（牛トレーサビリティ）」等の証拠書類をあらかじめ協会へ提出しなければならない。

(2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

ア 事業の内容

地域において、多様な系統群の確保による改良基盤の強化を推進するため、導入計画に基づき、生産者集団等が次の取組を行う場合の奨励金の交付。

- (ア) イに規定する要件を満たす雌牛を購入し、一定期間自ら飼養する場合
- (イ) イに規定する要件を満たす雌牛を購入し、農業者、公共牧場及び農事組合法人を含む農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。以下同じ。）に対し、一定期間貸し付ける場合（生産者集団等が他の生産者集団等又は市町村を経由して、貸し付ける場合を含むものとする。）

イ 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保の奨励金交付対象牛

アの奨励金の交付対象牛は、次の（ア）から（ウ）の要件を満たし、かつ、（エ）又は（オ）のいずれかに該当する繁殖雌牛とする。

- (ア) 同一の奨励金交付対象者において、国又は機構が実施する、繁殖雌牛の導入、保留及び増頭に係る事業の補助金の交付を受けていないこと。
- (イ) 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第32条の9第1項の農林水産大臣の承認を受けた者が行う登録又は登記を受けた肉専用種の雌牛であること。
- (ウ) 父牛又は母牛の育種価又は期待育種価の形質1つが、全国、山形県又は生産された都道府県等のいずれかにおいて上位1／2以内の雌牛であること。
- (エ) 別表2－1に定める利用上位の種雄牛以外の種雄牛を父牛とする雌牛であること。

なお、黒毛和種以外の肉専用種については、山形県が地域の多様な系統群の確保に必要と認める系統の繁殖雌牛であること。

- (オ) 別表2－1に定める種雄牛及び別表2－2に定める繁殖雌牛の父牛として利用が多い種雄牛以外の種雄牛を父牛とする希少な父牛に由来する雌牛であること。

- ウ アの一定期間とは、購入後48か月以上とすること。ただし、導入した雌牛に事故等が生じ、協会会長に事故報告書を提出し、承認を受けた場合はこの限りではない。

(3) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備

ア 事業の内容

生産者集団等が、山形県酪肉近代化計画において示された経営指標に沿って実施する肉用牛経営の育成及び繁殖雌牛の増頭等に資する（ア）の取組又は繁殖雌牛を飼養する生産者における子牛の健康維持に資する（イ）の取組を実施する経費について補助するものとする。

(ア) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等

- a 簡易牛舎（育成牛舎（繁殖牛舎と一体的に整備するものを含む。）を含む。）の整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材の導入
- b 簡易牛舎等をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減

(イ) 子牛の健康維持に資する器具機材

- a 子牛の健康維持に資する器具機材（細霧装置、子牛用ヒーター）（以下「子牛用器具機材」という。）の導入
- b 子牛用器具機材をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減

(ウ) (ア) の b 又は (イ) の b に係るリース事業者等

a リース事業者

生産者集団等が選定し、協会会長が認めたリース事業者であること。なお、選定に当たっては、附加貸付料が極力、低廉なリース事業者を選定するよう努めること。

b 貸付期間

貸付期間は、以下のいずれかの方法により定めることとする。

(a) 貸付期間終了後に貸付対象の簡易牛舎等の所有権を移転する場合

簡易牛舎等の貸付期間は、法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上の簡易牛舎等については60%）以上（1年未満の端数切捨て）から法定耐用年数までの範囲内で、リース事業者が貸付期間終了後に簡易牛舎等の所有権を構成員に移転することを前提に、リース事業者が別に定めるものとする。ただし、貸付期間の終了前に所有権が移転したときは、生産者集団等又は構成員において適正に使用するものとする。

(b) 貸付期間終了後に簡易牛舎等の所有権を移転しない場合

簡易牛舎等の貸付期間は、法定耐用年数とする。

c 貸付期間の短縮

生産者集団等は、短縮した貸付期間の終了後に構成員に譲渡しようとする場合は、「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）14の（5）の規定に基づき、機構理事長に申請し、その承認を受けるものとする。

d 途中解約の禁止

生産者集団等は、貸付期間中の貸付契約の解約はできないものとする。ただし、やむを得ず貸付期間中に貸付契約を解約する場合は、未経過期間に係る貸付料相当額を解約金として生産者集団等がリース事業者に支払うものとする。なお、簡易牛舎等の管理運用を構成員に行わせる場合にあっては、

当該構成員は解約金相当額を生産者集団等に支払うものとする。

e 事業の中止等による補助金の返還

協会は、要綱別添2の第2の5の(2)に従い、生産者集団等に対し補助金の全部又は一部の返還を命じることができるものとする。なお、簡易牛舎等の管理運用を構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員は協会が別に定める額を生産者集団等に支払うものとする。

イ 簡易牛舎、資材、器具機材については、次のとおり取り扱うこと。

(ア) 生産者集団等(代表者)として会計の処理を行うこと。

(イ) 生産者集団等において肉用牛の生産性向上に関する計画(別紙様式第10号)を作成し、当該計画において、取得する施設の計画上の位置付けを明確にすること。

(ウ) 生産者集団等は、管理利用規程を設けるとともに、その管理運用を生産者集団等の構成員に行わせる場合にあっては、当該構成員と貸付契約を締結すること。

(エ) 生産者集団等がリース事業者から借り受ける簡易牛舎等については、「畜産業振興事業の実施について」の4の(2)、12の(10)から(12)及び13の(1)の施設整備及び補助対象財産の管理運営に係る規定に従うものとする。

ウ 生産者集団等は、「畜産関連事業における飼料自給率向上計画の策定について」(平成18年3月31日付17生産第2867号生産局長通知)に基づく飼料自給率向上計画(以下「飼料自給率向上計画」という。)を作成していること。

(4) 肉用牛ヘルパー推進

担い手の高齢化等に対応し、肉用牛生産の労働負担の軽減を図るため、利用組合が実施する肉用牛ヘルパー活動の組織化、要員確保、肉用牛ヘルパー要員の出役調整、傷害保険及び損害保険の加入、傷病時等の際の肉用牛ヘルパー利用に係る互助制度の推進等の活動に対して助成する。

(5) 特定地域肉用牛等広域処理円滑化支援

離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、沖縄県、鹿児島県奄美市及び同県大島郡において発生した死亡牛(96か月齢未満の肉専用種等をいう。以下同じ。)の広域処理の円滑化を図るため、島外の死亡牛処理施設等への海上輸送の取組に対して助成する。

2 地域の特色のある肉用牛振興対策事業

(1) 地方特定品種等の振興

褐毛和種の生産基盤の維持及び強化を図るため、次に掲げる取組に対して奨励金等を交付するものとする。

ア 地域の生産、販売計画の策定、周知

品種の特徴を活かした給与飼料、飼養管理や肉牛出荷等の生産、販売及び飼養頭数の維持・増頭に向けた計画の策定、周知の取組。

イ 特徴ある牛肉生産等

特徴ある牛肉生産を行うため、放牧地の利用向上に係る放牧地の整備、有機飼料等の生産、まき牛の導入、多様な系統群を確保するための他の都道府県からの

種雄牛の導入、粗飼料多給のための飼料生産及び実践農家等の認証等の取組。

ウ 計画出荷対策

食肉の供給を安定的に行うため、出荷計画に基づく肥育牛の出荷に対する奨励金の交付。

エ 飼養頭数の維持・増頭に関する取組支援

(ア) 効率的な生産体制の構築のための性判別精液及び遺伝的多様性の確保を図るための希少系統の精液を活用した子牛生産の支援

(イ) 放牧等における繁殖性を向上するための発情発見装置及び分娩監視装置等の機器等の導入

(ウ) 遺伝的に優良な雌牛から受精卵を効率的に確保・利用するための受精卵採取及び移植の取組

(2) 離島等及び山振地域における肉用牛振興

離島等及び山振地域における肉用子牛の生産振興を促進するため、次に掲げる事業を実施するものとする。

ア 離島等子牛流通活性化

(ア) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域（以下「離島等」という。）において生産された12か月齢未満の肉専用種の子牛（以下「離島等子牛」という。）を、当該離島等に住所を有しない肉用牛の生産者が家畜市場において購入する場合の購入者に対する奨励金の交付

(イ) 離島等子牛に係る集出荷計画の策定、家畜取引情報の収集及び提供

(ウ) 離島等の生産者が離島等子牛を島外の家畜市場に出荷する場合の当該離島等子牛に係る集出荷輸送経費について、当該出荷者に対する奨励金の交付

イ 山振地域子牛流通活性化

山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村において生産された12か月齢未満の肉専用種の子牛（以下「山振子牛」という。）を当該山振地域の所在する都道府県内に住居を有する肉用牛の生産者が山振地域内の家畜市場において購入する場合における当該購入者に対する奨励金の交付

なお、奨励金の交付対象者は、事業実施年度の前年度に交付対象となる肉専用種の子牛が上場される家畜市場において肉専用種の子牛の購入実績がない生産者とする。

ウ 優良子牛適正出荷推進

(ア) 離島等及び山振地域に住所を有する肉用子牛の生産者が、離島等子牛及び山振子牛を家畜市場に出荷する場合における当該出荷者に対する奨励金の交付

なお、交付対象となる子牛は、出荷される子牛の体軀等が県内の平均水準を下回る等の現状の改善を図るための取組を行っている地域で生産された子牛であって、地域で定める優良子牛の基準を満たす子牛とする。

(イ) 肉専用種の子牛の斉一化を図るために必要な器具機材等の導入

なお、取得した器具機材等については、次のとおり取り扱うこととする。

- a (ア) の取組を行っている地域を対象とする。
- b 生産者集団等（代表者）として会計の処理を行うこと。
- c 生産者集団等において肉用牛の生産性向上に関する計画を作成し、当該計画において、取得する施設の計画上の位置付けを明確にすること。
- d 生産者集団等は管理利用規程を設けるとともに、その管理運用を生産者集団等の構成員に行わせる場合にあつては、当該構成員と貸付契約を締結すること。

エ 子牛流通活性化推進

離島等及び山振地域の子牛流通の活性化推進をするための普及推進活動等

第3 事業の要件

1 みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組

事業を自ら実施する生産者集団等及び利用組合並びに事業に参加する全ての生産者は、「補助事業及び物品・役務の調達（委託事業を含む）における環境負荷低減のクロスコンプライアンスの試行実施について」（令和6年12月20日付け6環バ第278号農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課長通知）に基づき、「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「環境負荷低減チェックシート」という。）」に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、環境負荷低減チェックシートを協会に提出するものとする。

また、実績報告時には、当該環境負荷低減チェックシートに記載された各取組について、事業実施期間中に実施したか否かをチェックし、これを協会に提出するものとする。

2 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

事業実施主体は、配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するため、第2の1の（1）から（3）及び（5）、第2の2の（1）のウ及びエ、同（2）のアの（ウ）並びに同（2）のウの事業に参加しようとする生産者集団等の構成員が、次に掲げる要件のいずれかを満たしている者であることを確認するものとする。

（1）令和7年度に、配合飼料価格安定基金（配合飼料価格安定対策事業補助金交付等要綱（昭和50年2月13日付け50畜B第303号農林事務次官依命通知）第2の（1）に定める配合飼料価格安定基金をいう。）が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補填に関する基本契約及び配合飼料の価格差補填に関する毎年度行われる数量契約（以下この項において「契約」という。）の締結をしている者であること。

（2）令和6年度及び令和7年度のいずれも契約を締結していない者であること。

（3）令和6年度に契約を締結していたが、自給飼料への転換等の合理的な理由により、令和7年度に契約を締結していない者であること。

3 家畜共済等の積極的な活用

生産者集団等は、第2の1の（1）の参加者、（2）の繁殖雌牛の貸付けを受ける生産者及び（3）の簡易牛舎、資材、器具機材又は子牛用器具機材の管理運用を行う生産者集団等の構成員へ、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく家畜共済への積

極的な加入を促すものとする。

第4 事業の実施

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、事業の実施に当たっては、事業実施計画（別紙様式第1号の別紙）を作成し、協会会長に提出するものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の期間

この事業（当面の間、第2の1の（1）の事業を除く。）の実施期間は、令和7年度とする。

第5 補助金の額

補助金の額は、第2の事業ごとに、予算の範囲内において別表3の補助対象経費ごとに定めた補助率又は補助限度額により算出した額とする。

第6 補助金の交付手続等

1 補助金交付申請及び交付決定

- （1）事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、協会会長が別に定める期日までに、補助金交付申請書（別紙様式第1号）を作成し、協会会長に提出し承認を受けるものとする。

協会会長は、提出のあった補助金交付申請書等の内容を審査の上、適当と認められる場合は、補助金交付決定通知（別紙様式第2号）により、事業実施主体に通知するものとする。

- （2）第1の規定により生産者集団及び利用組合が事業実施主体となる場合は、当該事業実施主体が属する農業協同組合（以下「取りまとめ農協等」という。）は、事業実施主体の補助金交付申請書等を取りまとめの上、自らの補助金交付申請書等とともに協会会長へ提出するものとする。

また、協会会長は、取りまとめ農協等を通じて、事業実施主体に交付決定通知を送付するものとする。

2 補助金交付変更承認申請

- （1）事業実施主体は、補助金の交付決定があった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ補助金交付変更承認申請書（別紙様式第3号）を作成の上、協会会長に提出し、承認を受けるものとする。

ア 事業の中止又は廃止

イ 事業費の30%を超える増減

ウ 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

- （2）取りまとめ農協等は、事業実施主体の補助金交付変更承認申請書を取りまとめの上、自らの補助金交付変更承認申請書とともに協会会長へ提出するものとする。

3 補助金の支払

- （1）協会会長は、この事業の円滑な実施を図るため、事業実施主体からの請求に基づき、補助金の額の確定に応じて補助金を支払うものとする。

なお、交付決定後に事業実施主体から補助金概算払請求書（別紙様式第4号）の提出があり、協会会長が適当と認めた場合は、交付決定額の範囲内で補助金の概算払をすることができるものとする。

- (2) 取りまとめ農協等は、事業実施主体の補助金概算払請求書を取りまとめの上、自らの補助金概算払請求書とともに、協会会長に提出するものとする。

第7 事業の実績報告

- 1 事業実施主体は、補助対象事業が完了した日から起算して1か月を経過した日、又は補助金の交付決定通知があった年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに、実績報告書（別紙様式第5号）を協会会長に提出するものとする。
- 2 取りまとめ農協等は、事業実施主体の実績報告書を取りまとめの上、自らの実績報告書とともに、協会会長に提出するものとする。
- 3 協会会長は、実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知及び支出について（別紙様式第6号）を事業実施主体へ通知するものとする。

第8 運営状況の報告

事業実施主体は、第2の1の(3)の事業のうち、「畜産業振興事業の実施について」の4の(2)で規定された補助対象施設等にあつては、整備が完了した年度の翌年度から起算して5年間は、毎年度、遅滞なく運営状況報告書（別紙様式第7号）を作成し、協会会長に報告するものとする。

第9 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

事業実施主体は、協会会長に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

事業実施主体は、1のただし書きにより補助金の交付申請をした場合において、第7の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

事業実施主体は、1のただし書きにより補助金の交付申請をした場合において、第7の実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第11号の事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに協会会長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月20日までに、同様式により協会会長に報告しなければならない。

なお、取りまとめ農協等は、事業実施主体の消費税等相当額報告書を取りまとめの上、自らの消費税等相当額報告書とともに、協会会長に提出するものとする。

第10 事業の推進等

事業実施主体は、県の指導の下、関係団体、協会との連携を図り、この事業の円滑な実施を図るものとする。

第11 帳簿等の整備保管等

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理については他と明確に区分し経理するものとする。
- 2 事業実施主体は、事業完了後その内容を明らかにした関係証拠書類を協会会長に提出するものとし、協会会長は事業を完了した翌年度から起算して5年間保管するものとする。
- 3 前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。
- 4 事業実施状況の聴取等
協会会長は、この実施要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

附 則（令和7年6月30日付け 山畜協発第227号）

この実施要領の改正は、機構理事長の承認のあった日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表 1

事故等	要件
死亡	農場等で死亡した場合 (獣医師より検案書等の交付又は農業共済において死亡事故認定を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。)
廃用	農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合 (1) 疾病、傷病によって死にひんした場合 (2) 不慮の厄災によって救うことのできない状態に陥った場合 (3) 骨折、は行、両目失明、BSE、牛伝染性リンパ腫(以下「BL」という。)、創傷性心臓の炎症又は特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合 (4) 行方不明(盗難の場合を含む)となった日から30日以上生死が明らかでない場合
とう汰	BL のリアルタイム PCR による定量検査等の結果、他の牛への感染拡大リスクが高い牛をとう汰した場合 (とう汰(自主とう汰を含む。))により、BLの感染拡大防止を実施し、かつ、清浄化の早期達成が見込まれる場合に限る。なお、農業共済において廃用事故認定を受けた場合を除く。)
その他	災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)の指定を受けた市町村において、当該繁殖雌牛を飼養する畜産関連施設(6次産業化関連施設を除く。)の被害に関する罹災証明の交付を受けた場合

(別表 2 - 1)

第2の1の(2)のイの(エ)及び(オ)関係

No	名号	登録番号	No	名号	登録番号	No	名号	登録番号
1	梅華福	黒原 5979	6	貴隼桜	黒原 5976	11	福之姫	黒原 5689
2	紀多福	黒原 6059	7	夏百合	黒原 5815	12	安亀忠	黒原 5908
3	北美津久	黒 15433	8	二刀流	黒 15391	13	百合美	黒 15380
4	耕富士	黒原 5400	9	秀幸福	黒原 5406	14	百合未来	黒原 5996
5	関平照	黒原 5986	10	福之鶴	黒 15451	15	若百合	黒原 5553

(別表 2 - 2)

第 2 の 1 の (2) の イ の (オ) 関係

No	名号	登録番号	No	名号	登録番号	No	名号	登録番号
1	愛之国	黒原 5747	35	拓忠平	黒原 6224	69	福晴茂	黒原 6062
2	秋忠平	黒原 5460	36	忠富士	黒原 4369	70	福増	黒原 5273
3	梅華福	黒原 5979	37	知恵久	黒 15080	71	福増鶴	黒 15455
4	奥晴花	黒 15500	38	美百合	黒原 6279	72	富久竜	黒 15026
5	勝金幸	黒原 6182	39	鉄晴幸	黒原 6188	73	藤平福	黒原 6415
6	勝忠平	黒原 3800	40	照日向	黒 15410	74	正忠平	黒原 6441
7	勝俊桜	黒原 6266	41	豊奨菊	黒 15324	75	丸宮土井	黒原 4549
8	勝乃幸	黒原 5630	42	直太郎	黒原 5313	76	満天白清	黒 15024
9	勝早桜 5	黒 14289	43	奈緑	黒 15527	77	美国桜	黒原 5204
10	勝平正	黒原 4349	44	奈津勝	黒原 6181	78	美国白清	黒 15271
11	勝美糸	黒原 5957	45	夏百合	黒原 5815	79	美津金幸	黒 15056
12	勝美桜	黒 15152	46	奈津百合 1	黒原 5928	80	美津照重	黒 13968
13	菊福秀	黒原 4059	47	二刀流	黒 15391	81	光平照	黒 14057
14	北平白鵬	黒 15744	48	野喜久	黒原 6347	82	美津百合	黒原 4990
15	紀多福	黒原 6059	49	白鵬 85 の 3	黒原 5360	83	美穂国	黒原 4617
16	北福波	黒原 3793	50	珀百合	黒原 6373	84	宗守富士	黒原 6017
17	北美咲	黒原 6340	51	白隆鵬	黒 15467	85	源茂勝	黒原 6008
18	北美津久	黒 15433	52	華勝栄	黒原 6204	86	桃白鵬	黒原 6214
19	銀恣	黒 15499	53	花清光	黒原 5595	87	安亀忠	黒原 5908
20	金太郎 3	黒原 5271	54	花国安福	黒原 4899	88	安茂勝	黒原 4006
21	耕富士	黒原 5400	55	華忠良	黒原 5564	89	安福久	黒原 4416
22	幸紀雄	黒原 5297	56	花之福	黒原 6112	90	百合勝安	黒原 5284
23	幸男	黒原 6235	57	華春福	黒原 4756	91	百合茂	黒原 4086
24	茂晴花	黒 14619	58	久茂福	黒原 5488	92	百合白清 2	黒原 5361
25	茂洋	黒原 4257	59	秀菊安	黒 13747	93	百合美	黒 15380
26	茂福久	黒原 5837	60	英貞	黒原 6080	94	百合未来	黒原 5996
27	白清誉	黒 15562	61	秀幸福	黒原 5406	95	喜亀忠	黒原 5136
28	真乃介	黒原 6136	62	秀正実	黒原 5401	96	吉重 75	黒原 6348
29	聖香藤	黒原 5642	63	秀百合久	黒原 6018	97	芳之国	黒 14203
30	関平照	黒原 5986	64	平茂晴	黒原 3712	98	芳悠土井	黒原 4945
31	第 1 花国	黒 12510	65	博紅葉	黒原 6225	99	好平茂	黒原 5151
32	隆之国	黒 13809	66	福勝鶴	黒 15576	100	諒太郎	黒原 5605
33	隆之姫	黒 15644	67	福之鶴	黒 15451	101	若百合	黒原 5553

34	貴隼桜	黒原 5976	68	福之姫	黒原 5689			
----	-----	---------	----	-----	---------	--	--	--

別表 3

事業名	補助対象経費	補助率又は補助限度額
1 肉用牛生産基盤強化 対策事業		
(1) 中核的担い手育成 増頭推進	優良な繁殖雌牛の増頭実績に応じた増頭奨励金の交付 第2の1の(1)のウの(ア)から(オ)の要件を満たす雌牛 第2の1の(1)のウの(ア)から(エ)及び(カ)の要件を満たす雌牛	1頭当たり80千円以内 1頭当たり100千円以内
(2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保	繁殖雌牛導入奨励金の交付 第2の1の(2)のイの(ア)から(エ)の要件を満たす雌牛 第2の1の(2)のイの(ア)から(ウ)、及び(オ)の要件を満たす雌牛	1頭当たり60千円以内 1頭当たり90千円以内
(3) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備	ア 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等 (ア) 簡易牛舎の整備、施設の改造に必要な資材の支給及び器具機材を導入するための経費 (イ) 簡易牛舎等をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減を実施するのに要する経費 イ 子牛の健康維持に資する器具機材 (ア) 子牛用器具機材を導入するための経費	1/2以内 リース料のうち、簡易牛舎等の取得価格相当額の1/2以内 1/2以内 (ただし、細霧装置については1経営体当たり1,000千円以内、子牛用ヒーターについては1経営体当たり700千円以内)

事業名	補助対象経費	補助率又は補助限度額
	(イ) 子牛用器具機材をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減を実施するのに要する経費	リース料のうち、子牛用器具機材の取得価格相当額の1/2以内 (ただし、細霧装置については1経営体当たり1,000千円以内、子牛用ヒーターについては1経営体当たり700千円以内)
(4) 肉用牛ヘルパー推進	肉用牛ヘルパー利用組合に係る互助制度の推進等の活動経費 ア ヘルパー組織化推進協議会開催 イ ヘルパー組織活動計画策定費 ウ ヘルパー組織適正運営費 エ ヘルパー出役調整推進費 オ ヘルパー要員確保推進費 カ ヘルパー技術研修会等開催費 キ 傷害保険及び損害保険加入費 ク ヘルパー活動に必要となる機器の借上費 ケ 傷病時等ヘルパー利用推進費	1/2以内
(5) 特定地域肉用牛等広域処理円滑化支援	離島等において発生した死亡牛を島外の死亡牛処理施設等で処理する場合における、死亡牛の回収のための専用容器等の海上輸送に要する経費	定額(ただし、専用容器等の海上輸送1回当たりに要する経費2/3以内)
2 地域の特色ある肉用牛振興対策事業 (1) 地方特定品種等の振興	ア 地域の生産、販売計画の策定、周知 品種の特徴を活かした給与飼料、飼養管理や肉牛出荷等の生産、	1/2以内

事業名	補助対象経費	補助率又は補助限度額
	販売及び飼養頭数の維持・増頭に 向けた計画の策定、周知の取組	
	イ 特徴ある牛肉生産等 特徴ある牛肉生産を行うため、 放牧地の利用向上に係る放牧地の 整備、有機飼料等の生産、まき牛 の導入、多様な系統群を確保する ための他の都道府県からの種雄牛 の導入、粗飼料多給のための飼料 生産及び実践農家等の認証等の取 組	1 / 2 以内（ただし、ま き牛1頭当たり400千円 以内）
	ウ 計画出荷対策 地域で定めた出荷計画に基づく 肥育牛の出荷時期調整に対する奨 励金の交付	定額 （ただし、出荷時期調 整に要する経費 1 / 2 以内）
	エ 飼養頭数の維持・増頭に関する 取組支援 （ア）効率的な生産体制の構築のた めの性判別精液及び遺伝的多様 性の確保を図るための希少系統 の精液を活用した子牛生産の支 援 （イ）放牧等における繁殖性を向上 するための発情発見装置及び分 娩監視装置等の機器等の導入 （ウ）遺伝的に優良な雌牛から受精 卵を効率的に確保・利用するた めの受精卵採取及び移植の取組	1 / 2 以内 （ただし、精液 1 本当 たり 8 千円を上限とす る。） 1 / 2 以内 1 / 2 以内 （ただし、受精卵の採 取については、1 回当 たり 17 千円を上限とす る。）
	（2）離島等及び山振地 域における肉用牛振 興	
	ア 離島等子牛流通活性化 （ア）離島等子牛を、当該離島等に 住所を有しない肉用牛の生産者 が、家畜市場において購入する 場合における当該購入者に対す る奨励金の交付 （イ）離島等子牛に係る集出荷計画 の策定、家畜取引情報の収集及	定額 2 / 3 以内

事業名	補助対象経費	補助率又は補助限度額
	び提供 (ウ) 離島等の生産者が離島等子牛を島外の家畜市場に出荷する場合における当該出荷者に対する奨励金の交付 イ 山振地域子牛流通活性化 山振子牛を、当該山振地域の所在する都道府県内に住所を有する肉用牛の生産者が山振地域内の家畜市場において購入する場合における当該購入者に対する奨励金の交付 ウ 優良子牛適正出荷推進 (ア) 離島等及び山振地域に住所を有する肉用子牛の生産者が、離島等子牛及び山振子牛を家畜市場に出荷する場合における当該出荷者に対する奨励金の交付 (イ) 肉専用種の子牛の斉一化を図るために必要な器具機材等の導入への補助 エ 子牛流通活性化推進 離島等及び山振地域の子牛流通の活性化を推進するための普及推進活動	定額 定額 定額 2/3 以内 2/3 以内

別紙様式第1号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金交付申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人 山形県畜産協会
会長 殿

住所
団体名
代表者名

令和 年度において肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）を下記のとおり実施したいので、山形県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第6の1の（1）の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 肉用牛生産基盤強化対策事業 (1) 中核的担い手育成増頭推進 (2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 (3) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備 (4) 肉用牛ヘルパー推進 (5) 特定地域肉用牛等広域処理円滑化支援				
2 地域の特色のある肉用牛振興 対策事業 (1) 地方特定品種等の振興 (2) 離島等及び山振地域における肉用牛振興				
計				

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実施計画書
(2) 生産者集団等及び肉用牛ヘルパー利用組合の規約等
 ア 生産者集団が事業実施する場合は、規約、名簿等（構成員、飼養頭数等を記載したもの）
 イ 利用組合が事業実施する場合は、規約、名簿等（構成員、飼養頭数等を記載したもの）、肉用牛ヘルパー利用料金表、肉用牛ヘルパー要員への支払額表
 ウ 公社が事業実施する場合は、定款
(3) 実施要領において添付の指示があるもの
(4) 協会が添付を指示したもの
(注) 添付書類（2）のうち規約及び定款については、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付

を省略することができる。

別紙様式第2号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金交付決定通知

番 号
年 月 日

事業実施団体等

代表者名

殿

公益社団法人 山形県畜産協会
会 長

年 月 日付け第 号をもって申請のあった令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金については、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、 年 月 日付け第 号をもって交付申請（以下「申請書」という。）のあった令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）とし、その内容は、申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。
補助金の額 円
- 3 補助金の確定額は、次の①及び②の額のいずれか低い額とする。
① 交付決定に係る補助金の額（変更された場合は、変更された額）
② 令和 年度において補助対象経費として支出した額に補助率を乗じて得た額
- 4 事業実施団体等は、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱（平成23年4月1日付け22農畜機第4380号）及び山形県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領の定めるところに従わなければならない。
- 5 この補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場

合においては、速やかに協会会長に報告してその指示を受けなければならない。

- 6 この補助事業により取得し又は効用の増加した財産について、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- 7 この補助事業により取得し又は効用の増加した財産（取得価格又は効用の増加額が50万円未満の機械・器具及びソフトウェアを除く。）については、補助金交付の翌年度から「独立行政法人農畜産業振興機構の実施する補助事業により取得した財産の処分制限期間」（平成16年4月8日付け16農畜機第123号）に定められている期間（以下「処分制限期間」という。）において、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けずに補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供してはならない。また間接補助事業者も同様とする。
- 8 前号により理事長の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合には、当該収入の全部又は一部を会長に納付させることがある。
- 9 取得財産が処分制限期間を経過しない期間においては、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。
- 10 取得財産の管理運用を他に委託する場合には、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図ることを明記した委託契約書を取り交わすものとする。

（注）本文中、「記」以下の記載内容については、理事長から山形県畜産協会会長に対して交付される肉用牛経営安定対策補完事業補助金交付決定通知において、間接補助事業者に対し、補助金を交付するに当たって附すべき条件（以下「附すべき条件」という。）が本文の内容と異なる場合には、附すべき条件によることとする。

別紙様式第3号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化
等対策事業）補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

公益社団法人 山形県畜産協会
会長 殿

住所
団体名
代表者名

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業
（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）の実施について、下記のとおり変更した
いので承認されたく、山形県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第6の2の規定に基づ
き申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

別紙「令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等
対策事業）実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位： 円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 肉用牛生産基盤強化対策事業 (1) 中核的担い手育成増頭推進 (2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 (3) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備 (4) 肉用牛ヘルパー推進 (5) 特定地域肉用牛等広域処理円滑化支援 2 地域の特色のある肉用牛振興 対策事業 (1) 地方特定品種等の振興 (2) 離島等及び山振地域における肉用牛振興				
計				

(注) 2 及び 3 については、別紙様式第 1 号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を () 書で上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第4号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

公益社団法人 山形県畜産協会
会長 殿

住所
団体名
代表者名

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）について、下記のとおり金 円を概算払により交付されたく、山形県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第6の3の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既 概算払 受領額	今回 概算払 請求額	年月日ま で予定出 来高 (⑤+⑥) /②	残額 ⑦= ②-⑤-⑥
	事業費 ①	機構 補助金 ②	事業費 ③	機構 補助金 ④	事業費 出来高 ③/①=④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の概算払必要額の積算根拠として月別の支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先

- (1) 金融機関名
- (2) 預金種類
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

別紙様式第 5 号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化
等対策事業）実績報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人 山形県畜産協会
会長 殿

住所
団体名
代表者名

年 月 日付け第 号で補助金交付決定通知のあった肉用牛経営安定対策補完
事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）について、下記のとおり実施したの
で、山形県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第 7 の 1 の規定に基づき、関係書類を添
えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費 ①=②+③	負担区分		備考
		補助金②	その他③	
1 肉用牛生産基盤強化対策事業 (1) 中核的担い手育成増頭推進 (2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 (3) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備 (4) 肉用牛ヘルパー推進 (5) 特定地域肉用牛等広域処理円滑化支援				
2 地域の特色のある肉用牛振興対策事業 (1) 地方特定品種等の振興 (2) 離島等及び山振地域における肉用牛振興				
計				

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額①	概算払受領額②	精算払請求額①-②

5 事業完了年月日

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先

- (1) 金融機関名
(2) 預金の種類
(3) 口座番号
(4) 口座名義

注1 1～3については、別紙様式第1号に準じて作成すること。

- 2 3について、実績額の上段に計画額を()書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

別紙様式第 6 号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化
等対策事業）補助金の額の確定通知及び支出について

番 号
年 月 日

事業実施団体等

代表者名

殿

公益社団法人 山形県畜産協会
会 長

年 月 日付け第 号をもって提出のあった令和 年度肉用牛経営安定対策補
完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業）実績報告書に基づき、補助金の額
を下記のとおり確定したので、既に交付した補助金 円との差額金 円が別
途支出されるので通知します。

記

- | | | |
|---|----------|--------|
| 1 | 交付決定額 | 円 |
| 2 | 実績確定額 | 円 |
| 3 | 概算払済額 | 円 |
| 4 | 精算額 | 円（2－3） |
| 5 | 振込年月日 | 年 月 日 |
| 6 | 振込先 | |
| | （1）金融機関名 | |
| | （2）預金種類 | |
| | （3）口座番号 | |
| | （4）口座名義 | |

別紙様式第7号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化
等対策事業）運営状況報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人 山形県畜産協会
会長 殿

住所
団体名
代表者名

令和 年度における肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等
対策事業）について、山形県肉用牛経営安定対策補完事業実施要領第8の規定に基づき、
その運営状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 事業名：令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化
等対策事業）

2 運営状況

経営体名：

補助対象施設等の内容：

補助対象施設等の設置場所：

年次 区分		第1年度 (〇〇年度)	第2年度 (〇〇年度)	第3年度 (〇〇年度)	第4年度 (〇〇年度)	第5年度 (〇〇年度)	備考
①繁殖雌牛頭数	計画 実績						
②うち 導入頭数	計画 実績						
③更新育成頭数	計画 実績						
④生産子牛頭数	計画 実績						
⑤販売子牛頭数	計画 実績						
⑥廃用販売頭数	計画 実績						
⑦肥育牛頭数	計画 実績						
⑧肥育牛販売頭数	計画 実績						

(注1) 備考欄には、生産率、事故率、育成率等所要緒元を記載すること。

(注2) 必要に応じ、参考となる資料を添付すること。

(注3) 施設・設備等が事業計画通りに利用されていない場合には、その理由を記入すること。

令和 年度中核的担い手育成増頭推進参加申請書

〇〇農業協同組合
組合長 〇〇 〇〇 殿

(事業参加希望者)
氏名又は法人名称
代表者氏名 (法人の場合)

私は、中核的担い手育成増頭推進に参加いたしたく、肉用牛経営安定対策補完事業実施要綱 (別添2 地域における肉用牛生産基盤強化等対策事業)、肉用牛経営安定対策補完事業実施要領等の各規定内容を順守し、注意事項に留意したうえで下記のとおり申請します。

記

1 事業参加申請者

住所	(〒 -)					
TEL		金融機関名称	銀行/信金/信組/農協	支店/出張所	口座種類	普通・当座
FAX		口座名義 (申請者本人に限る)			口座番号	

2 子牛補給金及び牛マルキンの契約の有無等

事業名	契約の有無	契約者番号
肉用子牛生産者補給金制度 (子牛補給金)	有 ・ 無	
肉用牛肥育経営安定交付金制度 (牛マルキン)	有 ・ 無	

3 他の事業の参加状況 (参加している場合は○印を付して下さい)

畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち	優良繁殖雌牛導入支援・遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 (農協等の繁殖雌牛の貸付事業：4万円/5万円・6万円/9万円)	その他 (国庫事業のみ)
------------------------	--	--------------

ち、 生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）	肉用牛流通促進対策事業（家畜商組合等の預託事業）	（
------------------------	--------------------------	---

4 繁殖雌牛の増頭計画

繁殖雌牛飼養頭数（9か月齢以上）				③繁殖雌牛増頭数 （②－①）	④補助要件を 満たす頭数	奨励金交付 対象頭数 （④以下かつ ③以下）	（参考） 目標頭数 （5年後）	備考
前年同期首 R6. 1. 1 時点	前年期末 R6. 12. 31 時点	①本年同期首 R7. 1. 1 時点	②本年期末 R7. 12. 31 時点の 計画頭数					
頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	

（注）ア 繁殖雌牛は、繁殖を目的に飼養され、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他肉専用種の雌牛（乳用種と肉専用種の交雑種を含まない）をいう。

イ 計画頭数は、繁殖雌牛の飼養見込頭数を記入する。

ウ 「補助要件を満たす頭数」は、実施要領第2の1の（1）のウの（ア）～（エ）に規定する交付対象牛の要件を満たす繁殖雌牛の頭数を記入する。

エ 期首頭数は1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする（肉用子牛生産者補給金契約等諸要件の準備及び現地頭数確認の実施が条件）。

【注意事項】中核的担い手育成増頭推進の補助対象牛は次の事業の補助対象牛とは重複することは出来ません。

◆畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち生産基盤拡大加速化事業（肉用牛） ◆牛マルキン ◆遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保 ◆優良繁殖雌牛導入支援 ◆肉用牛流通促進対策事業（肉用子牛安定供給対策） ◆その他繁殖雌牛の導入に係る事業（国庫事業のみ）

※重複して補助金を受領した場合、以後の事業の参加について制約等が課されることがあります。

書類確認	生産者集団名
	確認者氏名
整理番号	

別紙様式第8号の取りまとめ表

〇〇年度繁殖雌牛増頭計画書（中核的担い手育成増頭推進）

生産者集団等名									
奨励金交付 対象者名	繁殖雌牛飼養頭数				③繁殖雌牛 増頭数 (② - ①)	④補助要件を 満たす頭数	奨励金交付 対象頭数 (③以下かつ ④以下)	(参考) 奨励金 交付見込額	(参考) 目標頭数 (5年後)
	前年		本年						
	期首	期末	①期首	②期末[計画]					
	頭	頭	頭	頭	頭	頭	頭	千円	頭
合計									

(注) ア 繁殖雌牛は、繁殖を目的に飼養され、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種、無角和種、その他肉専用種の雌牛（乳用種と肉専用種の交雑種を含まない）をいう。
イ 計画頭数は、繁殖雌牛の飼養見込頭数を記入する。
ウ 「補助要件を満たす頭数」は、実施要領第2の1の（1）のウの（ア）～（エ）に規定する交付対象牛の要件を満たす繁殖雌牛の頭数を記入する。
エ 期首頭数は1月1日現在の繁殖雌牛飼養頭数とする（肉用子牛生産者補給金契約等諸要件の準備及び現地頭数確認の実施が条件）。

肉専用種繁殖雌牛台帳（中核的担い手育成増頭推進）

経営体名：					生産者集団等名：			確認担当者名：					
No	品種	名号	個体識別 番号	生年月日	飼養状況（9か月齢以上）			本台帳上の異動経緯等				備考 ※本事業の奨励金額 ※当該牛が補助金交付対象 となる他の国庫事業名等	
					前年同期首 R6. 1. 1	前年期末 / ①本年期首 R6. 12. 31 / R7. 1. 1	②本年期末 R7. 12. 31	市場購入・ 自家保留等	年月日	月齢	市場販売・ 死亡 等		年月日
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
計													
奨励金交付対象頭数の上限・・・③（②－①）													
①から②までの期間の導入頭数・・・④													
④のうち補助対象牛の要件を満たす頭数・・・⑤													
奨励金交付対象頭数（③以下かつ⑤以下）							奨励金交付対象頭数の内訳：8万円頭10万円頭						

（注）ア 本台帳には、繁殖仕向けの肉専用種の雌牛を記載すること（繁殖雌牛でない場合は、補助対象外になるので留意すること。）。

イ 品種の欄は、次の略号で記入する。

黒毛和種：黒、褐毛和種：褐、無角和種：無、日本短角種：短、肉専用種相互間の交雑種：交

ウ 「飼養状況」は、当該牛を当該日時点に飼養している場合は○印を付し、死亡・販売等した場合は●に変更すること。

エ 奨励金交付対象牛とする牛の備考欄には奨励金額を記載し、他の国庫事業等の対象となる牛にはその事業名を記載すること。

オ その他、必要な項目を適宜追加して使用すること。

別紙様式第10号

肉用牛の生産性向上に関する計画（兼コスト分析書）

都道府県名 _____

（1）生産者集団等（事業実施者）

生産者集団等名称	住 所	代表者氏名

（2）肉用牛の生産性向上に関する計画（生産性指標等：現在→目標等）

--

（3）飼料自給率向上計画

--

（4）整備する牛舎、取得する資材及び器具機材の概要

繁殖雌牛飼養頭数 (頭)		施設又は 器具機材		整備面積 又は数量	事業費 (千円)	単価 (円/㎡) (円/台)	1頭当 り面積 (㎡/頭)
現在 (当年)	目標 (5年後)						
		繁殖牛舎					
		育成牛舎					
年次内訳	前年	現在	1年後	2年後	3年後	4年後	5年後
繁殖雌牛 計画頭数							

子牛生産 計画頭数							
--------------	--	--	--	--	--	--	--

(注) 事業費及び単価は、税抜の金額を記載すること。

(5) 管理利用者（管理利用者名： _____ ）の概要（現状等）

施設設置場所			
経営形態	☐ ：個人経営 ☐ ：法人経営		
肉用牛経営の種類	☐ ：繁殖経営 ☐ ：繁殖肥育一貫経営		
労働力状況	_____ 人		
飼養頭数		経営耕地面積	
繁殖雌牛(現状)	_____ 頭	農用地合計	_____ ha
肥育牛(現状)	_____ 頭	（うち採草地	_____ ha)
子牛(常時)	_____ 頭	（うち放牧地	_____ ha)
生産性向上目標	生産者集団等における肉用牛の生産性向上計画に対する位置付け （目標達成のための施設整備の必要性等）		

(6) 添付資料

- ①この事業で整備する牛舎の図面（平面図及び立面図）、牛舎内における取得する資材及び器具機材の配置図
- ②この事業で整備する牛舎、取得する資材及び器具機材の事業費の積算資料、カタログ
- ③この事業で整備する牛舎、取得する資材及び器具機材の管理利用規程案、貸付契約書案（モデル案で可）
- ④この事業で整備する牛舎、取得する資材及び器具機材の規模決定根拠資料

別紙様式第 11 号

令和 年度肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化
等対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

公益社団法人 山形県畜産協会
会長 殿

住所
団体名
代表者名

年 月 日付け第 号で交付決定のあった肉用牛経営安定対策補完事業（地域に
おける肉用牛生産基盤強化等対策事業）補助金について、山形県肉用牛経営安定対策補完
事業実施要領第9の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

併せて、補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 金 円を返還します。

記

1 補助金の額の確定額

金 円
(年 月 日付け第 号による額の確定通知額)

2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額

金 円

4 補助金返還相当額（3－2）

金 円

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること

別紙様式第 1 号の別紙

肉用牛経営安定対策補完事業（地域における肉用牛生産基盤強化等対策）実施計画

- 1 肉用牛生産基盤強化対策事業
 - 別紙 1 中核的担い手育成増頭推進
 - 別紙 2 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保
 - 別紙 3 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備
 - 別紙 4 肉用牛ヘルパー推進（利用組合別、全体計画）
 - 別紙 5 特定地域肉用牛広域処理円滑化支援
- 2 地域の特色ある肉用牛振興対策事業
- 3 生産者集団等の概要
- 4 都道府県団体・生産者集団等別取組み事業一覧

（注）別紙様式第 1 号の事業実施計画書の 2 の事業内容欄に添付する資料

別紙 肉用牛経営安定対策補完事業(地域における肉用牛生産基盤強化対策)実施計画書

1 肉用牛生産基盤強化対策事業

(1) 中核的担い手育成増頭推進

(単位:円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
				8万円							
				10万円							
	合計										

※詳細は別紙1に記載すること。

(2) 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

(単位:円)

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
				6万円							
				9万円							
	合計										

※詳細は別紙2に記載すること。

(3) 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備

ア 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	負担区分		費目	積算基礎
						補助金	その他		
1									
2									
3									
	合計								

※詳細は別紙3に記載すること。

イ 子牛の健康維持に資する器具機材

番号	生産者集団等名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	負担区分		費目	積算基礎
						補助金	その他		
1									
2									
3									
	合計								

※詳細は別紙3に記載すること。

(4) 肉用牛ヘルパー推進

(単位:円)

番号	肉用牛ヘルパー組合名	実施時期	補助対象経費	補助率又は額	事業費	負担区分		費目	積算基礎
						補助金	その他		
1									
2									
	合計								

※詳細は別紙4に記載すること。

(5) 特定地域肉用牛広域処理円滑化支援

(単位:円)

番号	生産者集団等名	所在地	年間海上輸送回数	事業費	負担区分		積算基礎	備考
					補助金	その他		
1								
2								
	合計							

※詳細は別紙5に記載すること。

番号	事業参加者名	実施時期	内容	補助額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1			増頭奨励金の 交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
2			増頭奨励金の 交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
3			増頭奨励金の 交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
4			増頭奨励金の 交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
5			増頭奨励金の 交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
6			増頭奨励金の 交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
7			増頭奨励金の 交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
8			増頭奨励金の 交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
9			増頭奨励金の 交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
10			増頭奨励金の 交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
11			増頭奨励金の 交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
12			増頭奨励金の 交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
13			増頭奨励金の 交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
14			増頭奨励金の 交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
15			増頭奨励金の 交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
16			増頭奨励金の 交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
17			増頭奨励金の 交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
18			増頭奨励金の 交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
19			増頭奨励金の 交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
20			増頭奨励金の 交付	1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
合計				1頭当たり80千円以内							
				1頭当たり100千円以内							
				計							

別紙2 遺伝的多様性に配慮した改良基盤確保

(単位:円)

(単位:円)											
番号	貸付者名	実施時期	内容	補助額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1			導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内							
				1頭当たり90千円以内							
2			導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内							
				1頭当たり90千円以内							
3			導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内							
				1頭当たり90千円以内							
4			導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内							
				1頭当たり90千円以内							
5			導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内							
				1頭当たり90千円以内							
6			導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内							
				1頭当たり90千円以内							
7			導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内							
				1頭当たり90千円以内							
8			導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内							
				1頭当たり90千円以内							
9			導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内							
				1頭当たり90千円以内							
10			導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内							
				1頭当たり90千円以内							
11			導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内							
				1頭当たり90千円以内							
12			導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内							
				1頭当たり90千円以内							
13			導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内							
				1頭当たり90千円以内							
14			導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内							
				1頭当たり90千円以内							
15			導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内							
				1頭当たり90千円以内							
16			導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内							
				1頭当たり90千円以内							
17			導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内							
				1頭当たり90千円以内							
18			導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内							
				1頭当たり90千円以内							
19			導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内							
				1頭当たり90千円以内							
20			導入奨励金の交付	1頭当たり60千円以内							
				1頭当たり90千円以内							
合計				1頭当たり60千円以内							
				1頭当たり90千円以内							
				計							

別紙3 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備

(単位:円)

番号	事業実施者名	実施時期	事業内容	補助対象経費	補助率又は補助限度額	事業費	積算基礎				負担区分	
							費目	員数	単価	金額	補助金	その他
1												
2												
3												
4												
5												
	合 計											

(注)1 事業の内容は、必要に応じて別紙を用いて、詳細かつ具体的に記述すること。

2 補助対象経費(簡易牛舎の整備、器具機材の導入、子牛用器具機材の導入等)ごとに補助対象費目を記載し、事業実施者ごとに簡易牛舎、資材、器具機材に整理すること。

また、それぞれの員数、単価、金額を記載すること。なお、員数には単位を明確にすること。

3 補助率又は補助限度額は、補助対象経費に対応した補助率又は補助限度額を記載すること。

4 生産者集団等において肉用牛の生産性向上に関する計画を策定し、この事業で整備する牛舎、取得する資材及び器具機材の計画上の位置づけを明確にすること。併せてその資料を添付すること。

5 「畜産業振興事業の実施について」(平成15年10月1日付け15農畜機第48号-1)によるコスト分析を実施し、資料を添付すること。

6 生産者集団等が簡易牛舎等をリース事業者から借り受ける場合は、事業内容にその旨記載し、別紙3の別添を添付すること。

別紙3の別添 繁殖雌牛の増頭に資する簡易牛舎等の整備に係るリース事業者について

番号	事業実施者名	リース事業者名		
1				
2				
3				
4				
5				

- (注) 1 事業実施者毎に、リース契約を検討しているリース事業者を記載してください。
2 交付決定後、リース契約を申込み次第、速やかにリース契約申込書の写しを提出してください。
3 交付決定後、上記以外のリース事業者との契約を検討する場合は、別紙様式第3号の補助金交付変更承認申請書を提出してください。

(利用組合名:

(単位:円)

[illegible]

別紙5 特定地域肉用牛広域処理円滑化支援

(単位:円)

No	生産者集団等名	所在地	海上輸送について				処理場について		事業費	負担区分		備考
			年間回数	出発港	到着港	運賃/回	名称	所在地		補助額	その他	
1												

※海上輸送の回数は、専用容器等の往復輸送で1回とする。
※復路と往路で港が異なる場合は、復路は括弧書きとし、その理由を備考欄に記載すること。

2 地域の特色ある肉用牛振興対策事業

(1) 地方特定品種等 の振興

ア 地域の生産、販売計画の策定、周知

(単位:円)

番号	事業実施者名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	負担区分		費目	積算基礎	備考
						補助金	その他			
1										
2										
	合計									

イ 特徴ある牛肉生産等

(単位:円)

番号	事業実施者名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	負担区分		費目	積算基礎	備考
						補助金	その他			
1										
2										
	合計									

ウ 計画出荷対策

(単位:円)

番号	事業実施者名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1											
2											
	合計										

エ(ア)飼養頭数の維持・増頭に関する取組支援(性判別精液等を活用した子牛生産の支援)

(単位:円)

番号	事業実施者名	実施時期	内容	補助率又は 補助限度額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						員数	単価	金額	補助金	その他	
1											
2											
	合計										

エ(イ)飼養頭数の維持・増頭に関する取組支援(機器等の導入)

(単位:円)

番号	事業実施者名	実施時期	内容	補助率又は 補助限度額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						員数	単価	金額	補助金	その他	
1											
2											
	合計										

エ(ウ)飼養頭数の維持・増頭に関する取組支援(受精卵採取や移植の取組)

(単位:円)

番号	事業実施者名	実施時期	内容	補助率又は 補助限度額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						員数	単価	金額	補助金	その他	
1											
2											
	合計										

オ 事業実施者別取りまとめ

(単位:円)

番号	事業実施者名	補助対象経費	補助率又は額	事業費	負担区分		備考
					補助金	その他	
1		地域の生産、販売計画 の策定、周知					
		特徴ある牛肉生産等					
		計画出荷対策					
		飼養頭数の維持・増頭に 関する取組支援					
		小計					
2							
	合計						

(2)離島等及び山振地域における肉用牛振興

ア 離島等子牛流通活性化

(単位:円)

番号	事業実施者名	実施時期	内容	補助率又は額	事業費	積算基礎			負担区分		備考
						頭数	単価	金額	補助金	その他	
1											
2											
	合計										

(注) (ア)～(ウ)の事業ごとに区分して記入する。(ア)及び(ウ)の詳細は別紙6に記載すること。

(単位:円)

[illegible]

(単位:円)

[illegible]

(単位:円)

[illegible]

(単位:円)

[illegible]

オ 生産者集団等別取りまとめ

(単位:円)

番号	事業実施者名	補助対象経費	補助率又は額	事業費	負担区分		備考
					補助金	その他	
1		離島等子牛流通活性化					
		山振地域子牛流通活性化					
		優良子牛適性出荷推進					
		子牛流通活性化推進					
		小計					
2							
	合計						

別紙6 離島等子牛流通活性化

(単位:円)

番号	事業実施者名	実施時期	積算基礎								事業費	負担区分		備考
			頭数	1頭当たりの単価								補助額	その他	
				陸上輸送			海上輸送							
				出発地	到着地	運賃等	出発港	到着港	運賃等					
1														
2														
合計														

(注)1頭当たりの単価欄は、陸上輸送、海上輸送に係る運賃及び市場手数料(購買者)等の2／3相当額を記入すること。

3 生産者集団等の概要

(1) 生産者集団が事業を実施する場合

番号	取りまとめ農協名	生産者 集団名	事務所 所在地	代表者氏名	構成員戸数	飼養戸数及び頭数				出荷 頭数	備考
						経営形態	戸数	子取り用雌牛	肥育牛		
1											
2											
3											
計(集団数)											

(注) 1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。

2 子取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。

3 出荷頭数は、前年度の頭数を記載すること。

4 地域実施要領に基づき定める生産者集団規約を添付すること。

(2) ヘルパー利用組合が事業を実施する場合

番号	取りまとめ農協名	利用組合 名	事務所 所在地	代表者氏名	参加戸数	対象経営	活動形態	組織	要員数	備考
1										
2										
3										
計(組織数)										

(注) 1 「対象経営」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。

2 「活動形態」欄は、「臨時型」又は「併用型」の別を記載すること。

3 「組織」欄は、「任意組合」等記載すること。

4 地域実施要領に基づき定める規約を添付すること。

(3) 公社、農協等が事業を実施する場合

番号	公社、農協等名	地域内肉用牛農家戸数 (組合員肉用牛農家戸数)				地域内肉用牛頭数 (組合員肉用牛飼養頭数)				その他
		繁殖経営	肥育経営	一貫経営	合計	子取り用雌牛	肥育牛	育成牛等	合計	
1										
2										
3										
計(集団数)										

(注) 1 「経営形態」欄は、「繁殖経営」、「肥育経営」、「一貫経営」の別を記載すること。

2 子取り用雌牛は、子牛を生産することを目的として飼養されている雌牛とする。

3 育成牛等は、子取り用雌牛、肥育牛のいずれにも属さない牛とする。

4 都道府県団体・生産者集団等別取組み事業一覧

(単位:円)

[illegible]